

議 長

続いて、木村議員の一般質問を行います。5番木村議員。

5番
木村議員

5番木村議員でございます。通告書に基づきまして、3点にわたって質問したいと、こう考えております。

1つとし「江の川水系流域治水協議会設立にともなう治水対策について」問うものであります。江の川水系流域治水プロジェクト対策について質問いたします。令和2年8月5日三次市にて第1回江の川水系流域治水協議会が開催されました。流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表する流域治水を計画的に推進するため、江の川水系流域治水協議会が設立されました。江の川水系流域治水プロジェクト、中間とりまとめ9月28日において流域治水プロジェクトは、令和3年3月まで策定承認、公表して対策を推進とありますが、下記の事項について問うものであります。今日までの協議会での中間とりまとめの承認事項について。河川における取組として「国や県の河川整備計画に基づき進められている河川整備等について。対策内容として本町所管の「堤防整備、宅地嵩上げ、河道掘削、^{かどくつさく} 県区間河川改修についてお尋ねしたい。野坂町長発言の昭和47年7月洪水の未堤防構築の取り組みについての進捗状況についてお尋ねしたい。協議会の実施事項についてです。流域治水プロジェクトに基づく対策の実施状況のフォローアップ状況について。協議会の担当者会議における川本町の意見提起について。瀬尻・久料谷地区、谷地区の水防災事業の早期事業化について質問します。

2つ目は、「主要地方道川本波多線の道路整備について」質問します。多田・港工区の整備促進及び川本工区の早期計画策定と事業について質問します。3つ目、高齢者社会の現状では、介護の問題は避けて通れないものとなっています。介護疲れを解消する方法はないか。親をどうやって介護するべきか。老老介護・認認介護・高齢者一人暮らしを解決するために介護離職・家族の介護の精神的苦痛等、高齢者社会における介護サービスのニーズは尽きることはありません。「介護保険制度の20年を振り返って第7期邑智郡介護保険事業計画と川本町老人福祉計画の課題について問う」ものであります。何のための、誰のための介護保険事業計画策定か。保険料を算定するだけの計画ではないと考えます。絶えず高齢化していく中で、高齢者の立場に立ってどういう形が望ましいのか、若者から介護者・看護者・ケアマネ・事業者等を含めた幅広いワークショップの立ち上げを要請するものであります。こういう考えから、以下の質問を致します。川本町の介護保険制度の現状と今後の課題についてお尋ねします。介護の社会化について。高齢者を支える制度として機能しているか。介護人材確保について。介護の判定について。以上であります。実のある回答を期待します。

尚、午前中に4番議員と重複する質問が多くありますので、重複する事項については簡略な答弁をお願い致します。以上であります。

議 長 それでは木村議員の質問のうち、1項目めの「江の川水系流域治水協議会設立にともなう治水対策について問う」に対する答弁をお願いします。
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地 木村議員のご質問のうち「江の川水系流域治水協議会設立にともなう治水
域整備課長 対策について問う」について、お答え致します。

江の川水系流域治水協議会が9月下旬に公表した中間とりまとめでは、「戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る」ため、「河川」「流域」「ソフト」の3つの分野の対策に取り組む、とされています。具体的には、まず「河川における対策」では、河川管理者による堤防整備、宅地嵩上げ、河道掘削など。次に、「流域における対策」では、宅地嵩上げ、下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備、利水ダムによる事前放流等の実施、排水ポンプ車の増強、居住誘導、家屋移転など。そして、「ソフト対策」では、関係機関が連携したタイムラインの運用や改善、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置等が盛り込まれております。この協議会における本町からの意見としましては、本町での該当は全て無堤防のままとなっている地区であり、今後も移転することなく安全・安心に住み続けていただくための、水防災事業による宅地嵩上げを、早期に実施して頂くよう強い要望を継続しております。また、国による緊急的な対策として、因原堤防の補強工事、流下能力の向上を図るため、江の川仙岩寺前の中州堆積土撤去工事が12月から行われます。また、県においては、濁川堤防の補強工事、因原第1陸坑門撤去工事が行われます。瀬尻・久料谷地区及び谷地区につきましては、現行の「江の川水系河川整備計画」においても、また、流域治水協議会によるこの度の中間とりまとめにおきましても、宅地嵩上げにより整備することが予定をされております。このうち谷地区につきましては、9月18日に県と合同で説明会を行った上で、水防災事業による宅地嵩上げについての意向調査を実施したところ、概ね賛同を得ている状況であります。今年度末に、当該協議会から整備方針が示されましたら、国・県・地元協議会と一層緊密に連携し、治水対策の早期実現に向け活動いたします。

議 長 ただいまの答弁に対して、再質問ありますか。5番木村議員。

5番 説明ありがとうございます。まず、中間とりまとめについて分かりました。
木村議員 今お話しにあった地区について、ちょっと深掘りをお願いしたいと思うのですが、川本町の意見として町内の該当箇所が全て無堤防ということで、早期実施いただくように説明したということなんですけど、宅地嵩上げ場所について、今、久料谷とか谷とかあるんですけど、まだ残りの谷戸・日向等も含んでいるというふうに、理解してよろしいでしょうか。

議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	先ほどの4地区につきましては、この度の中間とりまとめ案におきましても、従前の河川整備計画によりまして、宅地嵩上げというふうに明記してございますので町としましても、そのような方向で要望しております。
議 長	はい、5番木村議員。
5番 木村議員	関連で、今、課長からご説明いただきました中で、川本町の嵩上げは今、分かりました。あと排水ポンプの増強、因原のところですね、事前放流の関係、危機管理型水位計、それから簡易型河川カメラ等の関係がありましたけれども、この度も水害の後いろいろと自分の地域の水位が分かりたいとか、ライブカメラが欲しいとかいうような町民からご意見があったんですけども、この件についての、川本町としての意見提起はどのようにされていますか。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	危機管理型水位計等につきましては、国交省の方においても、各堤防沿いに設置をされております。これにつきましてはインターネット上で見る事が可能となっております。また島根県におきましても、支川の方になりますけど橋梁、橋の上に水位計等を付けておりますので、それもまた見れるというふうになっておりますので、あらゆる対策を講じて住民の皆様へ周知の方を行っている、というふうな状況でございます。
議 長	再質問ありますか。5番木村議員。
5番 木村議員	はい、今の監視側は良いのですが、あと排水ポンプの増強の関係と事前放流の関係ですが、論議はどのようになっていますか。従来の方針と変わりませんか。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	排水ポンプ車につきましては、川本町内に2台設置がしてあります。基本的には、まず1台を稼働させて、速やかに行っていくというふうなことでございますけれども、もう1台につきましては、状況を勘案して、間に合わない場合はその2台目も投入して排水を行うという事でございますので、それ以上の台数につきましては、今のところは、まだないというような状況でございます。最初の方のは以上です。 (「放流、水の」議長の声)

議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	事前放流等につきましても、国の方でも積極的に最近進められておりました、先般の水害などにも一定の配慮をいただいたふう感じております。これからも豪雨災害、激甚化する災害については、同じような対応を取られると思っておりまして、こちらの方からも適正なそういった活用についてお願いしていきたいと思っております。
議 長	再質問がありますか。5番木村議員。
5番 木村議員	はい、今の分かりました。次の質問にいききたいと思います。最近の島根県の災害対応として、先月11月11日に山陰中央新報の報道によると、「島根県は災害対策1兆1千億円必要だと。20年度以降、財源確保、国への働き」の見出しで、島根県内の河川堤防や緊急避難道路の整備といった「防災・減災、国土強靱化」に対して、という取り組みに必要な予算が計1兆1千億円必要。県としては多額の事業が残っており、21年度以降も国も予算の重点配分が無ければ早期整備は困難である。県による、県管理の河川では、洪水被害の概念がある20？二十？河川の護岸や堤防の整備率が18年度末時点で46.5%にとどまっている。これには3千億円が必要である。特に、7月に氾濫した八戸川、江津の桜江町ですけど、はじめ、江の川流域では支流の水が本流で堰き止められてるバックウォーター現象が頻繁？頻発？している。あわせて11月10日に、重点要望で東京霞が関の国土交通省を訪れた丸山達也知事は、引き続き対策費を確保するために求めた上で「優先順位に応じて急がねばいけない所からやっていく」というふうに述べた、というふうに報道されています。島根県としても、厳しい状況下であるというふうに報道されています。これを受けて町長にお尋ね致します。午前中の4番の本山議員からも質問がありましたけど、町長行政報告で治水対策の推進で要望活動として国・県・中国地方整備局へ要望・要請活動を展開されています。江の川下流・国道261号期成同盟会中央要望とか中国治水期成同盟中央要望等、東京・広島・松江と奔走されていることに対して敬意を表すところであります。丸山島根県知事がこれまでにない、治水対策について熱意をもって対策されていると、こういうことに関連で、川本町単独でいろいろと行動も午前中に報告を受けましたが、まだ川本町の各期成同盟会や被害代表者等にて国や県、国交省地方整備局に「命と暮らしを守る」陳情活動を積極的に展開するべきだと思います。やはりムード作りが大変だと思いますし、その熱意を国・県に伝えるべきが早期の解決策だと思いますが、町長の所信を伺いたいと思っております。
議 長	番外野坂町長。

番外
野坂町長

先ほど議員ご紹介いただきましたように、これまでの行政報告、そして午前中の議員さんご質問の中でもありました。私はですね、この秋の私自身の働きかけ方、唱え方によって、年末に予定される国の来年度予算、年明け2月上旬に予定される県の当初予算への盛り込み、更には年度末に予定されます流域治水協議会での整備計画への盛り込み。これの採否が決められるという強い覚悟を持って、あらゆるルート、手法、そして訴え方でもって働きかけを強めてまいりました。まず、被災後、あらゆる方の現実を受け入れ、そこで訴えますと共に、働きかけのルートはやはり多くのチャンネルが必要であるということで、主に3つを取りました。県知事も積極的に広島も含めて動いていただきました。知事さん、それから流域の首長さん、このルート。2つ目は、やはり期成同盟会を通じた、或いは団体を通じたルート。3つ目は本町単独のルートであります。今のそれにあたりました私自身のネットワーク、これを駆使いたしました。江の川下流域の会長であります山下市長さん、県職員時代の元上司であります。それから県土木協会の楫野市長さん、同じく県に勤めておりました頃の上司であります。予め動きをするにあたっては、その両方会長さんともしっかりすり合わせをした上で、知事とも一緒に働きかけを行ってまいりました。そして、あとはやはりどうしても同一の行動になりますと、与えられた時間の中で町の実情をストレートにぶつける時間が限られてしまいますので、本町単独としての取り組みも強めました。10月12日は他の項目も合わせまして、県と県議会議長に筆頭にこの治水対策を挙げて訴えて参りました。また、国へあげます動きに先立って、或いは平行しながら、この地元の河川国道事務所、そして中国地方整備局、ここにも単独で時間を取っていただきまして、訴えてまいりました。そしてもちろん、その訴えの中では、先程来、述べております9月に谷地区を対象に県と連携して実施した、皆様方の想いも踏まえて実施したというところがあります。これは午前中の本山議員のお答えの中でも申し上げたところがありますが、被災された方々の悲痛なお気持ち、これをしっかりと訴えますとともに、これはやはり流域最大の被害を受けた47災以来未だに着手されないままである、そういう個所が未だに本町では残っているということを切実感、切迫感を伴って訴えたところでありまして、重ねて申し上げますが、国会議員の先生、県会議員の先生、国の官僚、それから国土交通省の地方事務局長の職員、そして県の職員、重く受け止めていただいたのではないかというふうに感じております。この動きを今度は、その動きの成否を受け止めていく段階になります。引き続き今のような意識を持って働きかけは強めてまいりますし、更に実施が皆様の想いを踏まえた形での治水対策が実現できるよう、あらゆるルート、そして機関、人とのネットワークを意識しながら、私自身先頭に立って働きかけを、そして動きを強めてまいります。

議 長

再質問がありますか。5番木村議員。

5番
木村議員 大変な決意ありがとうございます。一生懸命やっておられるというのはもう重々分かっております。その成果も近いうちに出るんじゃないかと思いますが、やはり町民あげての地区あげての行動を重ねていかないと、全国で様々なこういう事例がたくさんある中で、如何に財源を川本に、この地区に持ってきていただくためには強固な運動をしないと、なかなかならないのではないかなと考えておりますので、引き続きよろしくお願い致します。それでまた課長にちょっとお尋ねしますが、江の川水域流域プロジェクト、午前中にも本山議員からも論議ありましたけど、3月末までに何らかの形で出すというふうな中で、次回の会議とかそういうスケジュール等は決まっておりますか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 本12月に担当者会は行われております。次の協議会に向けては、今、鋭意調整中というところでございます。まだ日にちの方は、いつというふうには決まっておりませんので、ご了解願いたいというふうに思います。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 簡単をお願いします。この担当者会議について、川本町として、重点的にこれだけのポイントについて取り組むというような何らかの形、決められていますか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 これにつきましては、川本町の無堤防地区の4地区を全て宅地嵩上げでお願いしたいと、いうふうな要望を継続して強く行っております。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 はい、それではすいません、ちょっとテンポを上げていきたいと思っております。課長から説明がありました、因原堤防の補強と濁川とありましたけど、ひとつ仙岩寺前の中州の堆積の撤去の関係についてお尋ねします。江の川の閉鎖率？が高い、仙岩寺前の中州堆積撤去についてお訪ねしたいのですが、中州堆積撤去は河川の流加能力増加に大きな効果が期待されるというふうに考えます。自然環境に与える影響も大きいと思うのですが、撤去上流からの土砂の供給がずっと続くわけでありまして。そういう個所であるのですが、これまでに中州が形成された要因を分析して、再度、堆積を抑制するような抜本的な施工を考えなくてはならないかと思っておりますし、すぐここからも見える所なのですが、樹木の伐採だけだったら、またすぐ5年後く

5番
木村議員 らいには元の状況になるのかと思うのですが、その施工方法について何かお聞きされてましたらお伺いします。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 河道の掘削につきましても、樹木の伐採につきましても、これにつきましては、国土交通省において緊急的に流化能力の向上を図るための対策というふうに聞いております。要は、また何某かの洪水があった場合には速やかに流化を行うというふうな対策でございますので、これはあくまでも緊急的に行っていたというふうな認識でおります。今後の堆積等の思いでございますけれども、これにつきましては、どうしても堆積する所は基本的には水衝部と言いますか、水が勢いよく当たった反対側というふうになっておりますので、これにつきましては河川の流れの法線を変えない限りは、私は不可能だというふうに思っております。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 はい、ぜひ深く1mでも2mでも掘ってもらいと、それだけ水位が下がるというふうに素人的に考えます。仰るとおりに今のままだったら真ん中に寄りますよね。だから真ん中を深く掘って、両サイドに広げると当然ながら水は真ん中に流れるということになりますよね、ですからそういうような素人的に工法を考えて、今のままだ泥を取ったら今のままになるんじゃないかなというふうに思いますのでよろしくお願い致します。それから久料谷の宅地嵩上げのスケジュール等の関係について、先般9月の時も説明を受けてるんですけど、その後、説明会の開催時期とか、そういうような住民に対してのことについて、何らかのことをされる事があるんでしょうか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 瀬尻・久料谷地区につきましては、事務局の方と逐次連絡を取り合っております。瀬尻・久料谷につきましては、現在、埋蔵文化財の前段の調査が入られておりますので、そこでの動きが一つという所があります。今後、流域治水協議会での方針が決定され次第、地元の方に入って国と町また県含めての説明会を行っていきたいというふうに考えておりますので、その旨も事務局の方にはお伝えがしてあります。以上です。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 何らかの住民の皆さんに情報を絶えず与えていただきたいなというふうに思います。その方が、それなりに毎日の暮らしの中で生きがいになるのかな

5番
木村議員 と思います。やっぱりトンネルの先が見えるということは、それなりのこと
があるかと思いますが、お願い致します。谷地区の意向調査についてアン
ケートは概ね賛同というふうに先ほどご返答いただきましたけど、このアン
ケートについて配布枚数とか回収枚数、その中の賛同が何%あったか、それ
と未回収、反対等があったかどうか、それをお尋ねします。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 この調査につきましては、一番最初に意向調査につきまして、谷地区全世
帯に調査を行わせていただきました。基本的に回収率は100%であった
というふうに認識しております。その事業に対する賛同は、概ねほぼ10
0%に近い数字での賛同の率でございました。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 はい、ありがとうございます。今までも私、伺ってなかった知らなかつた
んですけど、いろいろと難しい方もいらっしゃって、なかなか工事に着工な
んかも難しいという話をよく聞きましたので、100%という話を聞いて安
心しました。先ほどJRの鉄橋の第一橋梁を撤去するというお話がありま
したですね。じゃなかったですか。あれは違う。JRの鉄橋、今、谷のと
ころのですね、国と県に分岐点がJRの鉄橋の第一橋梁というふうに私は認
識しているんですけど、三江線廃止にともなって分岐点の変更はありますか。
国と県との工事の区分の関係ですけど。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 今まさに、その詰めを国と島根県において協議がなされてる状況ですの
で、まだここだというのがこの場では申し上げられないんですけども、今協
議中であるというふうに認識しております。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 了解しました。議長に聞きます。何分までですかいね。ちょっと途中から
入ったので。

(「13時16分。」議長の声)

終わりが。

(「2時26分までです。」議長の声)

2時26分ですね、はい、分かりました。

(「14時26分までです。議長の声」)

はい。ありがとうございます。

5番
木村議員 この件についてはですね、今いろいろと種々論議出したし、町長からの決意もいただきましたのでよろしくお願い致します。この項は終わりたいと思います。

議 長 以上で、1項目めの「江の川水系流域治水協議会設立にともなう治水対策について問う」の質問を終了致します。

々 次に、2項目めの「主要地方道川本波多線の道路整備について問う」に対する、答弁をお願いします。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 木村議員ご質問のうち、「主要地方道川本波多線の道路整備について問う」について、お答え致します。県により主要地方道川本波多線は広域交通網としての東西幹線道路、緊急時における緊急輸送道路として位置付けられています。このうち多田から港間につきましては、美郷町境が狭隘であることから、江の川対岸の多田地区を新ルートとして、平成27年度からトンネル方式により改良が進められております。また、長らく休止状態にある多田トンネルから川本大橋付近に至る川本工区につきましては、平成30年、更にはこの夏の豪雨災害時に冠水等により一時孤立寸前となった経緯を踏まえ、10月12日に県及び県議会に対して行った重点要望に盛り込み、早期の計画策定と事業着手について強く働きかけたところです。また、今月、主要地方道川本波多線改修促進期成同盟会による要望も行う予定としております。現段階ではルート案の提示がありませんが、本町にとりまして洪水時や災害時にも安全安心に通れる緊急輸送道路が整備され、また水害時に影響することのない東西を結ぶ幹線道路ネットワークが構築されることが喫緊の重要課題であり、今後も川本工区の早期の計画策定、事業化に向けた県への働きかけを強め協議を重ねてまいります。

議 長 ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。5番木村議員。

5番
木村議員 ありがとうございます。9月議会でも同じような質問をしたんです。その時に回答として、意見交換を5月にされたという中で、内容が島根県において川本バイパスについて休止前と現在の様々な状況変化を加味しながら概略設計を行っており、既存のルートも含め複数ルートを比較検討しておる状況でありますという、ご答弁いただいているんですけど、その後について先ほど言われましたように期成同盟会の要望なんかとはありますが、その後どうなるでしょう。この今の複数ルートも含めての話ですが。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地 複数ルートの案の提示がまだ無い状況でございますので、何とも申し上げ

域整備課長 られないのですけども、基本的には災害時や水害時に強い道路というところは、川本町としても要望をしておるといところでございます。

議 長 5 番木村議員。

5 番 木村議員 また、ちょっとマスコミからの話ですけど、11月20日、官邸で全国知事会の席上で丸山知事は「7月に氾濫した江の川流域で堤防整備が遅れていることを説明した上で、このまま地域に住み続けていいのかと、不安を抱えてくらししている人がいる」と強調し、治水対策予算の拡充を求めた。そして12月2日、菅総理大臣は国土強靱化に15兆円、現行の3か年緊急対策が2020年度終了を受けて、新5か年計画策定指示と報道されています。こういう状況下、島根県知事は緊急輸送道路の県内未整備区間の整備として、1500億円必要であり、財源確保のため、国へ積極的な働き掛けが欠かせないとマスコミにリリースされています。先ほども言いましたように、丸山知事は、やはり道路行政についても国への強い意気込みでされており、川本町も更にこの道路・治水も含めて県・国への道路の整備への事業化への要請行動を更なる展開をすべきだと思いますが、この道路行政も含めて先ほどの回答と類似すると思いますが、町長の所見を伺います。

議 長 番外野坂町長。

番外 野坂町長 先ほど議員がご紹介をされた、これは知事の動きが、あの時、確か過疎連絡協議会の会議があった後、その後にその場に全国知事会が設定されて、国土交通大臣が出席されてる場で、あぁして県がたくさん課題がある中で江の川流域を取り上げていただいて、あそこまで仰っていただいたということに私は知事に日々接しながら感じてますけど、あの場でああいう形で仰っていただけたことに私も非常に心強く思っておるところであります。また、この今の私自身働きかけの中で感じておりますのは、県もご承知のように私も去年まで居りましたわけでございますから、財政状況よく承知しております。例えば私どもの町ではざっくり40億の予算規模と40億に対して20億円。これだけいろんな目的資金も含めてですけども、所謂、年度予算に対する積立金比率というのは先人の皆様の努力によりまして、非常に県や他市町に比べて厳しくはない。そういう状況があります。ひっくり返しますと、県はですね4千億円の予算がありながら、非常に積み立てがごく僅かであります。ただ、今年の知事との接触の中で感じますことは、治水も道路も長期にわたる起債ですれば負債も発生しますけど、ひっくり返してそれが皆さん方の生活の安全につながる、そういう意味では確立するための投資でありますので、必要なものであれば、そういうことは厭わず地域のニーズに応じてやっていくという、そういう姿勢が表れて、ひょっとして今までならなかったことがですね、動いてくるのではないかなという感触を思っているところ

番外
野坂町長 であります。関連して言いますと、先ほどの県土木協会の楫野会長と一緒に動きの中でもですね、これは中国整備局の道路部長さんとも永田町でお会いすることができました。いろんな意味合いで、そういう治水と道路につきましては、町民の皆様の安全安心を、そして心休まる、そして心豊かに暮らせる、無くてはならない基盤整備だと思っておりますので、知事が先頭に立ってやってくださる、私もしっかり一緒になって皆さん方の思いを県にぶつけて一緒に実現に向けて進んでまいりたいと思っております。

議 長 5番木村議員。

5番
木村議員 はい、ありがとうございます。もうかなりご努力されてるの重々分かりました。やはり先ほども同じ様なことになるんですけど、やはり川本の町づくりは、やはりそういう治水が最低限ということになります。それがないとやはり安全安心して住めないということになりますので、やはり川本町すべて総力をあげて取り組んでいきたいと思っております。そういう意味で宜しくお願いしたいと思えます。この項はこれで終わります。

議 長 はい、以上で2項目めの「主要地方道川本波多線の道路整備について問う」の質問を終了致します。

々 次に、3項目め「介護保険制度の20年を振り返って第7期邑智郡介護保険事業計画と川本町老人福祉計画の課題を問う」に対する、答弁をお願い致します。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 木村議員の3項目めのご質問、「介護保険制度の20年を振り返って第7期邑智郡介護保険事業計画と川本町老人福祉計画の課題を問う」のご質問についてお答えします。平成9年に成立した介護保険法に基づく介護保険制度は、高齢者の介護・社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年に施行されて以来、社会変化に応じた制度改正も伴いながら今日に至っております。この制度は、高齢者の自立を支援することを理念とし、利用者の選択によりサービスを受けられる制度であり、給付と負担の関係による社会保険方式が採用されています。事業運営は保険者として市町村が行いますが、邑智郡では広域の保険者として邑智郡総合事務組合が介護保険事業に関する事務を行っており、町では各種申請受付や認定調査等を行っております。保険者は介護保険法により保険給付の円滑な実施に関し、3年を一期とする介護保険事業計画を定めております。現在は第7期の計画期間中であり、介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように「地域包括ケアシステム」構築の推進を目指しています。また、本町においては、この計画と一体のものとして高齢者福祉、介護に関して総合的に推進するため老人福祉法に基づいた川本町老人福祉計画を定めております。介護保険事

番外櫻本健
康福祉課長

業計画・老人福祉計画ともに、現行計画期間は本年度までであり、次期計画では団塊の世代が後期高齢者を迎える令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら位置付けることとなります。川本町の介護保険制度の現状と今後の課題についてのご質問ですが、現況として本年9月末時点での介護認定率は21.2%であり、介護サービス利用実数は昨年度281人、介護給付費は577,827千円となっております。制度で利用できるサービスは、要介護区分状態によって異なりますが、大きく分類すると訪問介護や通所介護等の居宅サービス。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等の地域密着型サービス。特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスに分類され、介護サービスにあたってはケアマネージャーが利用者にあつたケアプランを作成しています。制度として機能しているかどうかについては、様々な見方があると思いますが一つの指標として、平成30年度から令和元年度の要介護区分の変化を見てみますと、例えば要介護Ⅱについては、10.2%の方が要介護Ⅰに改善されています。改善要因は、様々なものがあると思われるのですが、介護事業所におけるサービスが一定程度の成果をもたらしているのではないかと考えております。介護保険制度については、こうした介護サービス事業に関わる方々の支えによって、一定の機能を果たしていると考えますが、一方で議員ご指摘の通り事業所においては介護人材が不足する中で新型コロナウイルス感染症対策も行いながら、いかにサービスを維持していくかが悩ましいところであると思います。介護人材の確保に向けては保険者や事業者と連携し、介護未経験者の方を対象とした基本的な知識を習得する入門者向け講座への参加を募るなど、就労に向けた取り組み支援を行ってまいります。また、介護サービスだけでなく地域包括ケアシステムの要素であります自助や補助の機能として、高齢者の方が住み慣れた地域や住まいで自立して住み続けていけるよう、地域における受け皿づくりなどを一体的に支援してまいります。要介護認定については、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次及び二次判定の結果に基づき、要介護認定を行います。一次判定は認定調査員による心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピューター判定であり、二次判定は保険医療福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果等に基づき審査判定を行っております。コンピューターによる一次判定では、74項目に及ぶ基本調査を基に、要介護度の目安となる要介護認定等基準時間を算定いたします。このように要介護認定にあたっては、客観的データを基に専門的な識者による介護認定審査会を経て認定が行われており、制度に沿って適切に判定が行われていると認識いたしております。

議 長

ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。5番木村議員。

5 番
木村議員

はい、ありがとうございました。膨大な費用が掛かっているということであり、今課長から介護保険制度について説明いただきました。この制度は今説明ありましたように、高齢者の介護を社会全体で支えること。すなわち介護社会化を図ることを最大の目的として創設された、というふうに伺っています。高齢者を支える制度として機能を先ほどご説明いただきましたが、根拠と位置付けについて、今度、第8期の介護保険事業計画は、川本町が定める老人福祉計画と一体的な邑智郡における介護保険事業運営の基礎と認識しています。介護保険法第117条第2項に計画の基本的必須記載事項として、日常生活の圏域、各年度における介護給付等の対象サービスの種類ごとの量の見込み、各年度における地域支援事業の量の見込み、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状況等の予防、又は軽減、若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取り組み及び目標設定を記載するように記載されています。作成されてですね、これにあたって65歳以上の住民を対象にアンケート調査されているというふうに聞いているんですけど、これのアンケートから基本的な考え方で、今度、第8期令和3年から5年度においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえて、2025年に目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた第8期計画と位置付けられると考えるが、基本的な事項について、新しい様式で生きていかなければならない基本的な対策の所見を伺いたいと思います。簡単をお願いします。

議 長

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

第8期介護保険事業計画については、先ほど議員からも申されましたけども、今言った国の考えも踏まえて策定していくことになります。計画のビジョンとしましては、健康の在り方や幸福といった視点も踏まえて地域包括ケアシステムを構築した時のいつまでも元気で生きがいを持って活発に活動ができる、そういったビジョンの基に策定されていくことになると思います。

議 長

再質問ありますか。5番木村議員。

5 番
木村議員

選択して説明しますが、この介護予防の関係で松江の方でいろいろとシニアイベント応援交付金というのを12月6日新聞報道されておりました。松江市は年に2回まで最大20,000円を交付して、こういう高齢者グループ活動の支援というふうに報道しました。やはり皆さんが元気でいつまでも介護にならないために元気でやっていただくというのは、こういうグループ活動も必要だと思うんですけど、川本町として、こういう予算化して活動支援するような考え方ありませんか。

議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	<p>川本町内の団体、或いはグループによってはですね、例えば公民館活動をはじめとした社会教育や、それから社会体育の面で活動を支援している団体の方もあります。介護予防には、そうした趣味や軽スポーツだけでなく、様々なものがあると思いますけれども、そのほとんどが人が集まることによって実現可能になるものであると思います。そうした人が集える場、具体的にはサロン活動というのがありますけども、そうした人が集う場作りに向けて、町として一緒に共同ということで一緒に支援をしていきたいというふうに考えております。</p>
議 長	5 番木村議員。
5 番木村議員	<p>今ですね、社協等も含めていろいろ説明ありましたサロンや悠湯プラザとかですね、いろんな事を活動されておられます。これを今一度検証して、本当に成果があるのかについても利用者さんの考え方も含めて検討をお願いしたいと思います。</p> <p>次に介護人材についてお尋ねします。介護職員の処遇改善、コロナ対策について先般、邑智病院において全職員に国から慰労金が支給されました。川本町においても介護福祉に関わる職員の処遇改善、コロナの慰労金等の関係について、あるのかどうなのか川本の介護職員、病院も介護施設も含めて情報をお持ち、又は川本から対象するとかいう事についてありましたらお願いします。</p>
議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	<p>介護職場の方に対する慰労金或いは協力金、そういったものの町単独の事業としてはありませんけれども、今、国においては新聞報道等でご存じかと思いますが、新型コロナ緊急包括支援金としてですね50,000円から最大で200,000円までの慰労金、或いは協力金という形で介護職場で働いている、いわゆる利用者の方と接する職員の方に向けて国の方からお金が下りてきております。この事務については島根県を通じて、そういった事業所へ配分をされる予定となっております。</p>
議 長	5 番木村議員。
5 番木村議員	<p>あの、すいません、金額言われましたかね。 (「はい」 課長の声あり)</p> <p>言われました。すいません。ありがとうございます。本日も社会一面マスコミもどんなチャンネルあけてもですね、コロナの対策が言われております。</p>

5 番
木村議員

介護現場は大変だというふうに思いますので、少しでも労苦が報えばというふうに考えます。それではちょっと時間の関係ですみません。介護事業所への介護報酬確保努力支援交付金というのがありますよね。本来、介護度は、利用期間に応じて悪化する場合が通常だというふうに考えられますが、或る事業所データーによるとですね、これは町内の或る事業所のデーターをいただいているんですけど、良化の場合は要介護1から要支援2、37%の利用者が現状維持されている。更に約25%の利用者については、介護度が下がるということになってます。先ほど課長からもですね、いろいろこういう成果が10%とか、そういうふうに成果があるというふうにいただきました。現場は大変なんですけど介護度が現状維持または良化することは、介護保険会計を改善し、ひいては町民一人当たりの介護保険料の増加防止にも繋がると思うんです。町内事業者の介護サービスの努力によっては、評価を受けてもそれなりのですね、インセンティブ（＝報償金）を考えても良いんじゃないかというふうに考えるんですけど、この考え方について所見を伺います。

議 長

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

まず、冒頭の努力支援交付金の部分ですけど、これは保険者のそれぞれの自己評価によって点数化して配分金が割り振られるという考えでございませう。この評価をする基準なんですけども全国一律の基準で見えておりますので、それぞれの保険者によって、場合によってはできるもの或いは苦慮するのが難しいものと、いろいろとあると思います。うちの保険者としてもできるところは、最大限努力してできるようにはして、なんとか努力支援交付金というのは拡充、取っていけるように努力できるところは努力してるところではあります。それといわゆる介護職場の方これだけ、冒頭でも申しましたがコロナ渦の中で一生懸命対応していただいている中で、この交付金等もそうですけど、やっぱり介護報酬そういったところが一つ本当に気になる場所ではないかと思えます。介護報酬基準額については、これは厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を踏まえて定めることになるものではありませんけど、その議論の中では例えば介護人材、それから介護現場における革新、こういった機械化を図るとかそういったことも重々議論がされると思います。是非、議員も仰いましたけど介護職場で働いている方の、今の現場の実態というのをこういった審議会の中でも十分にお諮りいただいて、介護報酬が良い方向に見直しになることに対して我々としても注視をしてるところでございませう。

議 長

はい。木村議員に申し上げておきます。残りが3分になりました。
（「わかりました」の声）
最後の質問になるかと思えます。

5 番

という事でね、おいそれとならないと思うんです。一生懸命、介護職員が

木村議員

頑張って成果を上げてる、そういうふうにご貢献してるということについて、今後の第8期の関係について、いろいろ反映してもらいたいようなことがあればお願いしたいと思います。終わりにですね、この介護保険制度が始まって20年、数年後には、高齢者の5人に1人が認知症患者によって、その大部分がアルツハイマー型と言われています。現代医学をもっても完治できない病、特効薬の開発も全世界の患者さんが待ってる、ということだそうです。認知症救済のために、最後の砦として、医療・介護サービス事業所の皆さんは努力されています。介護保険料とのからみで困難な事情は分かりますが、支援体制の強化を町を挙げて、携わる介護・看護の方について要請して終わりとします。

議 長

以上で、3項目めの「介護保険制度の20年を振り返って第7期邑智郡介護保険事業計画と川本町老人福祉計画の課題を問う」の質問を終了致します。

々

これもちまして、木村議員の一般質問を終了いたします。

々

ここで、暫時休憩と致します。再開は、14時40分からと致します。

(午後2時24分)